

コロナ禍において事業の再生に取り組んでいるみなさまへ

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） （経営改善サポート保証（コロナ対応））のご案内

※令和6年4月1日改正版

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） （経営改善サポート保証（コロナ対応））とは

多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、中小企業活性化協議会等の支援により作成した事業再生計画を実行するために必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助をする制度に拡充して創設された制度です。

※具体的には裏面「添付書類」に掲げる計画をご参照ください。

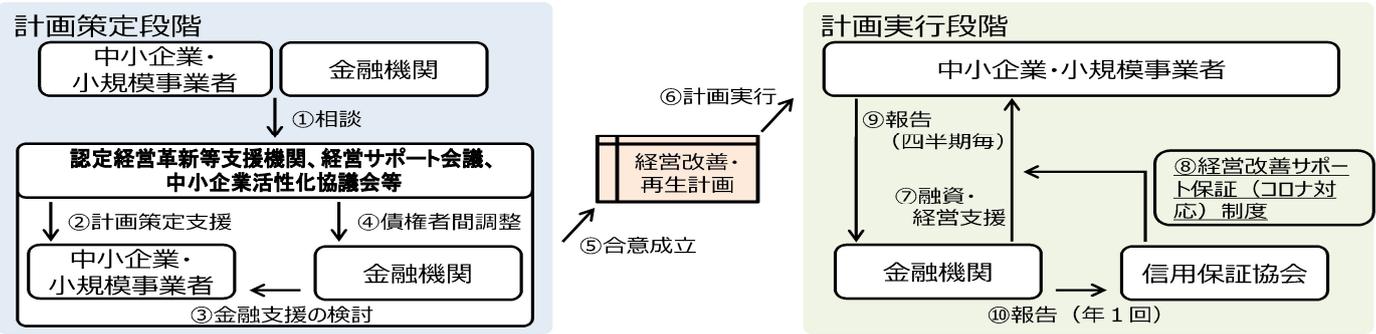
ご利用いただける方

裏面の添付書類に該当する計画に従って事業再生に取り組む、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業者です。

制度の特徴

- 取扱期間は、令和6年6月30日までに保証協会が保証申込み受付したものです。
- 「中小企業活性化協議会」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生計画の実行に必要な資金を、信用保証協会の保証付融資で支援し、中小企業者の事業再生の取り組みを後押しします。
- 中小企業者には、四半期に1回、事業再生計画の実施状況を金融機関に報告していただきます。また、金融機関には、年1回、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告していただきます。
- 経営者保証免除対応（要件：①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過、②直近の決算における法人・代表者の資産・経理等が分離）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。
- 信用保証料の一部を国が補助します。

制度のしくみ



青森県信用保証協会

裏面もご参照下さい

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） （経営改善サポート保証（コロナ対応））の概要

保証限度額	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ※但し、通常の経営改善サポート保証と同一枠																			
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な事業資金																			
返済方法	一括返済又は分割返済																			
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間は5年以内）																			
信用保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">責任共有制度</th> <th colspan="2">経営者保証免除対応なし</th> <th colspan="2">経営者保証免除対応あり</th> </tr> <tr> <th>保証料率 (固定)</th> <th>うち国補助</th> <th>保証料率 (固定)</th> <th>うち国補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>対象除外</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>1.20%</td> <td>1.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条件変更保証料は補助対象外のため、正規の保証料率で事業主負担となります</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 事業者負担 0.20% </div>	責任共有制度	経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり		保証料率 (固定)	うち国補助	保証料率 (固定)	うち国補助	対象	0.80%	0.60%	1.00%	0.80%	対象除外	1.00%	0.80%	1.20%	1.00%
責任共有制度	経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり																	
	保証料率 (固定)	うち国補助	保証料率 (固定)	うち国補助																
対象	0.80%	0.60%	1.00%	0.80%																
対象除外	1.00%	0.80%	1.20%	1.00%																
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要 但し、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない																			
担保	必要に応じて徴求																			
貸付金利	金融機関所定利率																			
添付資料	<p>◆信用保証協会所定の申込資料のほか、以下のいずれかの計画が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①中小企業活性化全国本部の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④（株）整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤（株）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥（株）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、一定の要件を満たすもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩（独）中小企業基盤整備機構が出資を行った事業再生ファンドが策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 （注）上記の計画は、以下の内容を満たすもの又は含むものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)債権者間の合意がとれているもの (2)経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 (3)計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（405事業）によって策定を支援した事業再生の計画 <p>◆経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書が必要です。</p>																			

お問い合わせ先 金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204